

序章 はじめに

1 策定趣旨

埼玉県では、埼玉県農林水産業振興条例第7条に基づき、農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第3条に定める基本理念にのっとり、「埼玉県農林水産業振興基本計画（以下「基本計画」という。）」を令和8年3月に策定しました。

この基本計画の策定を受けて、さいたま農林振興センター、中央家畜保健衛生所および寄居林業事務所では、地域で実施する取組や指標を「北足立地域農林水産業振興プラン」として整理しました。

農業者、農業団体、関連産業の事業者・団体、市町と県が十分な連携を図り、地域住民、関係者のみなさまの御協力も得ながら、この取組の実効性を高めてまいります。

2 目標年度

令和12年度